

金沢の買い物応援商品券 運営手引

金沢市

令和8年1月

1. 発行方式

◆この制度は、令和7年1月実施(前回)の「金沢の買い物応援商品券事業」と発行可能数に変更はありません。

これまで同様、電子商品券の発行についても支援対象となっており、電子商品券を発行した場合は、プレミアム分の事業費・事務費ともに補助額の上乗せ措置があります。

<紙による商品券>

・13,000円分を1セット(冊)とし、1セット(冊)につき、1,000円券×13枚又は500円券×26枚の綴りを基本とするが、1,000円券と500円券を組み合わせることも可とする。

・また、商店街の実情に応じ、6,500円分を1セット(冊)とすることも可能。その場合の商品券セット数は2倍とする。

<電子商品券>

・電子商品券とは、本事業を活用して発行するプレミアム付商品券のうち、電子上で決済されるものをいう。

・発行事務効率化、精算事務効率化、利用者の利便性向上、商品券保管負担削減等に有効。

(例) 事業者が作成した専用WEBページ上で、商品券を発行すること等を可能とするサービスです。利用者は、専用WEBページから、クレジットカード等で電子商品券を購入することができ、スマートフォン等によって決済（支払）することができます。電子商品券は、非接触型の手法であることに加えて、換金情報を一覧データで確認できるため、精算の事務を軽減できます。また、1円単位での利用が可能で、釣銭の問題が生じないため、商品単価が安価な店舗でも参加しやすいという特徴もあります。

電子商品券を発行する場合は、商品券を電子上で発行・決済するシステムが必要となるため、電子決済システムを保有している事業者との連携が重要となります。

電子商品券の利用可能店舗になった場合、二次元コードやバーコードなどを利用し、電子上で決済を行います。

※上記はあくまでも一例ですので、具体的な手法については、事業者にそれぞれご確認ください。

・電子商品券の場合、商品券セット数(プレミアム分事業費)・事務費ともに10%の上乗せがあります。

※電子商品券を発行する場合は、購入される方や販売する各店舗への購入・使用時のサポートを行うこと。

2. 販売業務

<紙による商品券の販売方式>

① ネット、ハガキ、電話等による事前申込＆抽選方式

→ 事前申込みを受付け、申込者多数の場合は抽選を実施。購入可能者には、引換ハガキを送付し、販売期間中に販売所で購入いただく。下記に詳細を記載。

◇ ウェブまたはハガキによる事前申込を受付け

ウェブの場合は作成したサイト上の申込フォームにて、ハガキの場合は通常ハガキや往復ハガキにて、必要事項(氏名・住所・電話番号・購入希望セット数・購入希望販売所)を記入し、申込み。

※申込みはお一人様1回限り。

↓

◇ 抽選＆引換ハガキの発送

申込者多数の場合は抽選を行い当選者を決定し、購入できる申込者に引換ハガキを送付する。

↓

◇ 商品券の販売

販売期間中に、申込時に指定した販売所へ引換ハガキを持参し、商品券を購入する。

※指定した販売所以外では購入不可

※購入後の払い戻し・返金は不可

② 販売所先着方式

→ 販売所にて先着で販売。事前申込期間が無いため、早期に販売開始が可能。

過度な行列の防止のため、十分な要員配置等の対策を行うこと。

③ 店舗先着方式

→ 特別な販売所を設けず、商店街加盟の各店舗で一斉販売。各店舗の管理手間は掛かるが、全体の販売費用を抑えることが可能。加盟店が少ない商店街向け。この方式についても、各店舗において行列の対策を行うほか、在庫情報の共有を行うこと。

※ 今回も前回同様、事前申込後の引換忘れや自ら購入をキャンセルする方、先着販売の売れ残りの増加が想定されるため、2次販売等の準備をしておくこと。

※ ①②を基本に、商品券の一部を「③店舗先着方式」にする方法もあり。

※地域の郵便局へ商品券販売の委託を実施した商店街もあり。

<電子商品券の販売方式>

(例)クレジットカードや電子マネー、現金での販売が可能。オンラインによる販売の場合は、24時間販売可能となる。消費者はWeb上で商品券を購入することができ、保有している商品券はスマートフォン上で利用できる。

※上記はあくまでも一例ですので、具体的な手法については、事業者にそれぞれご確認ください。

3. 換金業務

<紙による商品券の換金方式の例>

市の実施要領10ページ「5.商品券の換金について」に記載された、「例2:口座振替による方法」を具体例としてまとめました。

<口座振替による換金方法例>

① 換金を希望する店舗は、設定した換金日までに、【幹事店】へ「使用済商品券」と「換金申請書(店名+口座情報+使用済み商品券枚数)」を持参。その際【幹事店】は、枚数・記載内容を確認し、「受領証」発行。

※ 換金申請書の様式は、金沢市ホームページ「金沢の買い物応援商品券事業補助金」のページ内にも掲載されていますので、参考にしてください。

② 【幹事店】は、各店舗からの「換金申請書」の情報をまとめ、【事務局】へ報告。「使用済商品券」には、換金済印を押印するなど再使用不能処理を施した上で、金庫にて保管。

③ 【事務局】は、その情報を元に、複数人でチェックした上で、事前に開設した商店街口座より、各店舗へ振込手続き(手数料は事務費より支出)を行う。

※【幹事店】・【事務局】の部分は、【事務局】が兼任することや、業務委託とすることも想定しています。ただし、通帳の管理など、現金の出納については、業務委託先にすべて一任することなく、各商店街において責任を持って実施してください。

また上記の例のほかにも、様々な換金方法が考えられますので、ご相談ください。



<電子商品券の換金方式の例>

(例) 利用店舗ごとの精算金額はオンライン上で計算可能であり、精算時の集計事務の負担が削減。また、精算所や銀行窓口での換金が不要となり、精算事務が効率化できる。

※上記はあくまでも一例ですので、具体的な手法については、事業者にそれぞれご確認ください。

4. 広報業務

<必須制作物>

①紙による商品券の場合

- ・商品券：偽造防止加工と裏面の押印スペースを推奨。保険加入する場合はナンバーリング必須。※5ページの見本参照
- ・利用ガイドチラシ：商品券と一緒に配布する、利用店舗一覧やマップ、利用時の注意事項をまとめたチラシ。※6～7ページの見本参照

②電子商品券の場合

- ・専用ウェブサイト：消費者が商品券を購入・利用することができるサイト。併せて、利用店舗一覧やマップ、利用時の注意事項、電子商品券の未使用残高等をサイト上で確認できるようすること。※記載すべき事項は、5～7ページの見本参照

<推奨制作物>

- ・販売所用ポスター：販売所や大型店舗に掲示するポスター。
- ・店舗用ポスター：各店舗に掲示するポスター。※8ページの見本参照
- ・店舗用ステッカー：入口やレジ周辺に貼るステッカー。※9ページの見本参照
- ・のぼり旗：販売所や各店舗の屋外に設置。
- ・立看板/最後尾サイン/誘導表示版 等：販売所の案内用として。
- ・専用ウェブサイト：商品券概要、利用店舗一覧、サイトでの事前申込み受付。

<広報時の記載事項>

商品券の広報を行う場合は、以下の項目を周知すること。

・商品券の価格

- ・1人あたりの販売上限 ※13,000円分を1セットとして販売する場合は1人5セット
(65,000円分)以下の範囲で、6,500円分を1セットとして販売する場合は1人10セット(65,000円分)以下の範囲で設定

※ただし、2次販売を行う場合は、同一人物でも再度上限まで販売を認めることが可能。

→詳細は買い物応援商品券事業補助金実施要領を参照。

・商品券の販売場所、日時

・商品券の利用期限 ※**令和8年9月30日(木)**までの期間内で設定

・商品券の利用可能店舗

・商品券の対象外品目等の留意事項

・商品券購入者からの問合せ先

・電子商品券の場合、未使用残高を知ることができる方法

5. デザイン見本

<商品券／表面・裏面>

紙による商品券の1,000円券の場合。お札サイズ程度。

※ 商品券の冊子に表紙を設ける場合は、誤使用を防ぐ観点から、表紙と商品券券面のデザインや色を変えることが望ましい。



＜利用ガイドチラシ／表面＞

利用可能店舗一覧・利用時の留意事項や問合せ先等を記載し、紙による商品券の場合は、販売時に商品券と合わせて配布が必要。A4サイズ程度。



5. デザイン見本

＜利用ガイドチラシ／裏面＞

利用可能店舗一覧・利用時の留意事項や問合せ先等を記載し、紙による商品券の場合は、販売時に商品券と合わせて配布が必要。A4サイズ程度。



＜利用店舗用ポスター＞

店舗の内外に掲示。A3～A4サイズ程度。



<加盟店表示ステッカー>

店舗の内外に掲示。15cm×15cm程度。



6. プレミアム商品券保険

<プレミアム商品券保険のご紹介／損保ジャパン日本興亜>

- ・事故や偽造があった場合、各商店街の負担となりますので、保険加入を推奨します。
- ・被保険者の管理下にあるプレミアム商品券が、火災・自然災害・輸送中の事故・盗難・偽造等で損害を受けた場合、保険金が支払われます。
- ・火災/自然災害/輸送中の事故/盗難等の場合は、発行するプレミアム商品券の額面金額の総額を1事故かつ保険期間通算の保険金額とします。ただし、偽造等の場合は、500万円を1事故かつ保険期間通算の保険金額とします。
- ・保険料は、商品券の発行数1,000セットあたり=3,900円。例えば、5,000セット発行の場合は、 $3,900\text{円} \times 5 = 19,500\text{円}$ となります。
※ただし、6,500円分を1セットとして販売する場合は、保険料等が異なる可能性がありますので、直接下記までお問合せください。
- ・保険加入に際しては、商品券へのナンバリングが必須になります。
- ・詳細は、下記保険会社までお問い合わせください。
- ・契約申込みの際は、別紙「ヒアリングリート」を記入の上、下記までご連絡ください。

お問合せ・契約申込み先：

ティ・アイ・エス株式会社 担当：中野 頌雄

〒920-0022 金沢市北安江2-24-8 信開北安江ビル1階

TEL: 076-265-5066 FAX: 076-265-5099 E-mail: n.nakano@tislook.com

8. Q&A

<事業実施関係>

Q1. 商品券の販促のため、購入者特典としてノベルティを配布したり、抽選で景品を送付してもよいか。

A. 上記のように、今回の商品券事業のプレミアム率に、更なる付加価値を与えるようなものは、その経費分について補助対象外となります。なお、各商店街団体の自己負担や他の支援制度等を活用し、商品券販売と併せて上記事業やイベント等を実施すること自体は差し支えありません。

Q2. 商品券の売れ残りが心配なため、当初から数を少なくして販売してもよいか。

A. 差し支えありません。申請時に店舗数に応じたセット数を発行(=販売)するよう計画してください。

Q3. 商品券の一人あたり販売上限に関して、購入者にどのような確認が必要になるか。

A. 購入者に対し、厳密な本人確認までしていただく必要はありません。商品券の販売場所や広報などに「お一人様〇セットまで」と掲載してください。

Q4. 商品券は、薬局や病院などでも使用できるのか。

A. 商品券の利用対象外となるのは、実施要領6ページに定めるとおりではありますが、それ以外にも、病院の診療費など健康保険が適用されるような場合は、商品券を利用するとその経理が難しくなることもあるかと思われますので、各店舗の判断により使用を認めないこととしても差し支えありません。

Q5. 商品券を利用可能店舗で販売することは可能か。

A. 差し支えありません。ただし、各利用可能店舗が商品券及び売上金の管理を適切に行うことができるよう、その方法等については統一的な基準を定めるようにしてください。

Q6. 使用済み商品券・換金済商品券は、すべて回収・保管する必要があるか。また、保管する必要がある場合、いつまでの保管が必要か。発行枚数が多いと、保管方法・保管場所に困る。

A. 最終的に、換金済商品券の枚数と、換金された額の合計を行わなければ、精算処理を行うことができないので、使用済・換金済商品券は、すべて回収の上、適切に保管してください。(金沢市から確認依頼がある場合があります。)使用済・換金済商品券は、精算処理が終了し、かつ金沢市との補助金返納処理も終了した後に、適切な方法により廃棄してください。

Q7. 商店街の加盟店である大型商業施設に商品券利用客が集中してしまうが、他の参加店にも誘客を図る方法はあるか。

A. 初回の商品券事業においては、大型商業施設の同意を得て、商品券1セット13,000円分のうち、一定の金額を大型商業施設では使えないこととした商店街の事例があります。

この方法を採用する場合、事前に大型商業施設と協議を行うこと、また、購入の際には一部の商品券が大型商業施設で使用できないことが分かるようしっかりと広報(チラシ、ポスター等)すること、また、商品券本体に目立つように明記しておく必要があります。(大型商業施設で一部の商品券が使用できないことに気付かずに入購入された場合、後でトラブルになることが想定されるため)

事例:商品券1セット13,000円分の内訳を、1,000円券10枚、500円券6枚とし、500円券は大型商業施設で使用できないこととした。

Q8. 電子商品券を実施したいが、どのように進めれば良いか。

A. 電子商品券を実施する場合、事前に市に相談してください。電子商品券導入の仕組み等をお伝えできます。

7. Q&A

<利用可能店舗関係>

Q1. 大型商業施設で多くの店舗がある場合、それぞれの店舗を利用可能店舗としてもよいか。

A. 差し支えありません。

Q2. 商店街の加盟店すべてが、商品券の利用可能店舗とならないといけないのか。

A. 商店街の加盟店の中には、商品券の使用が難しい業種もありますので、加盟店すべてが利用可能店舗となる必要はありません。

<補助金交付関係>

Q1. 補助金の交付申請から概算払まで、どのくらいの期間を要するか。

A. 補助金の申請後、交付決定がなされ指定口座に振り込まれるまで、概ね1ヵ月程度かかります。なお、提出された書類の内容次第では、これよりも長く期間を要することもあります。

また、補助金の額によりますが、一括ではなく、2回に分けての支払となることもあります。詳しくは商工労働課までご相談ください。

<その他>

Q1. 商品券の発行事業に際し、必要になる税務申告などの手続きを市が一括して代行してもらえないか。

A. 税務申告については、本事業だけでなく、各商店街団体が実施する他の事業活動も含めて行うものであり、かつ本人以外が税務書類を作成する場合、資格を持たない者が代行することは法律で禁じられていることから、市がその手続きを行うことはできないことをご理解ください。

Q2. 事業期間終了後に、店舗が換金を求めてきた場合、どうすればよいか。

A. 商品券の使用期間が終了した後は、店舗への換金、事務経費の支払などの精算行為が必要になりますが、遅くとも**令和8年11月30日**までには、これらをすべて終えていただくこととしています。それ以後は、店舗からの換金の求めに応じることができなくなってしまいますので、商店街におかれましては、適切な換金期間を設定し、期限内の換金を促すなど、店舗に周知していただきますようお願ひいたします。
※ 余剰金の取り扱いについては、「余剰金の取り扱いについて」の項目をご参照ください。

(上記Q2に関する事例)

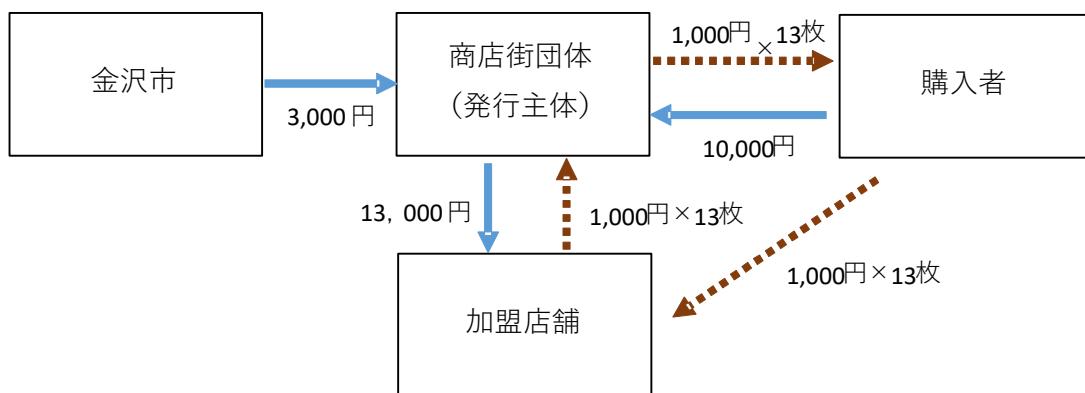
過去に実施された商品券事業にて、換金漏れの事例がいくつもあり、金沢市に相談がありました。事業実施期間後は、換金漏れについて市は対応できません。換金漏れを未然に防ぐため、換金事務を行う側は、店舗が持参した使用済商品券と換金申請書を複数体制で窓口分け、かつ、事業実績報告を提出する直前に、換金額に相違ないことを確実にするため、使用済・換金済商品券の全件チェックを必ず行うようお願いいたします。

7. Q&A

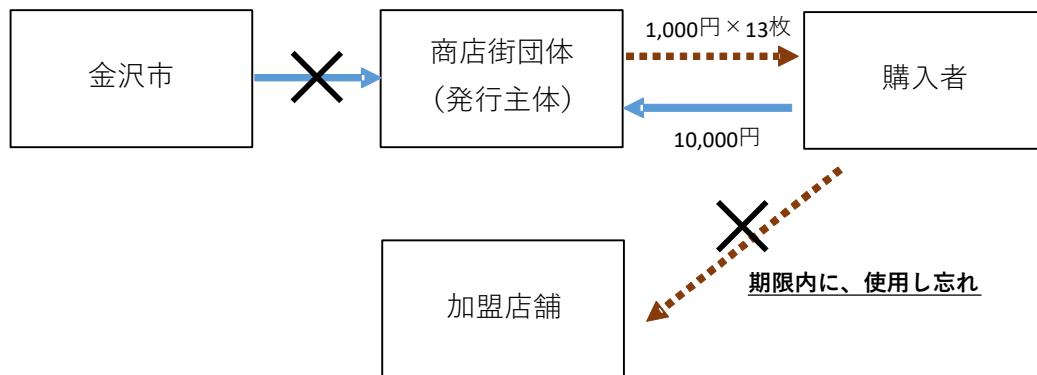
<余剰金の取り扱いについて>

購入者の使い残しや店舗の換金忘れがあった場合、換金率が100%とはならず、余剰金が発生します。余剰金は、購入者及び店舗がその権利を行使しなかったことにより生じるものであるため、金沢市に返還いただぐ性質のものではなく、最終的に事業を実施した各商店街団体の収入となります。

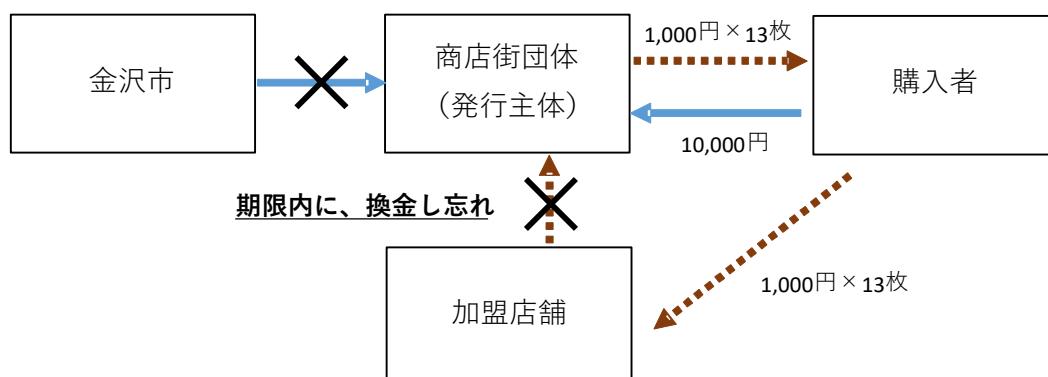
① 通常の場合



② 購入者に、商品券の使い残しがあった場合



③ 店舗に、商品券の換金忘れがあった場合



※ 換金額に応じて補助されますので、上記②③の場合、10,000円が商店街団体の収入となります。余剰金の取り扱いに関して、税務署への届出等が必要になる場合があります。詳細につきましては、税務署に直接お尋ねいただぐか、金沢市商工労働課までお問い合わせください。

8. お問合せ

<お問合せ>

- ・商品券事業に関する基本事項は、「金沢の買い物応援商品券事業補助金 実施要領」をご確認ください。
- ・その他、商品券事業に関するお問合せは、下記の金沢市担当までご連絡ください。

金沢市経済局 商工労働課 商業振興係

住所：〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

電話：076-220-2193 FAX：076-260-7191

Mail：syohinken@city.kanazawa.lg.jp